

令和6年度第15回都市経営会議 令和6年（2024年）12月2日（月）開催

1 令和6年度一般会計補正予算（第7号）について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

2 和解することについて

【提 案】 都市安全部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ オープンシールド工法に係る工事部分が安価な方法で施工されたとのことであるが、客観的に見て、安価な方法で施工されたことにより、本来の強度が得られない、または流量が減るなどの実害はあるのか。

⇒ 河川の整備内容における損失などは発生していないが、仮設の段階で、設計書とは異なる安価な方法で施工されたため、市は、その部分は減額対象であるとの主張を続けてきたものの認められなかった。

- ・ 性能が変わっていないのであれば、工夫によって工費を安価に抑え、利益を増やすことは悪ではないような気もするが、契約上、設計通りに施工しないことが問題になり得るのか。

⇒ 今回の裁判の中でも、市と相手方の主張、裁判所の判断が分かれるところではあるが、工事請負契約においては、設計書どおりのものを給付することが大前提となっており、その過程は問わないのが一般的である。これを任意仮設という。一方で、市は、工事の過程においても指定された仮設を用いて施工することを相手方と一定約束していると捉えていた（指定仮設）。この場合、施工方法などを変更する際には発注者の指示や承諾が必要となるため、市は設計変更の対象となると主張したものの、裁判所は、現物を給付されている点において相手方に一切の瑕疵がないと判断したため、市の主張は一切認められていない。

- ・ 今回の事案が発生した背景には、3つの問題点があると考えている。

1点目は、通常、土木請負契約において、工事の目的物ではなく、オープンシールドのような工法を設計図書に記す際には、その仮設が任意のものなのか、指定のものなのかを当初の仕様書で明らかにしておく必要がある。発注者側は、オープンシールド工法でなければならないと思っているため指定しているのかもしれないが、その点を仕様書で明らかにしておかなければ、相手方と契約合意を得られていない状況であるため揉める原因になる。今回の事案は起こるべくして起こったものであり、仕様書で明らかにしておくことが重要との教訓になる。

2点目は、今回は契約合意がなかったが、少なくとも指定仮設であるならば、結果的に工事ができたとしても、安価な方法で施工するリスクが一定ある以上、本来なら減額すべき工事であったのではないかと思う。また、相手方は変更契約の内容に含まれていない追加工事を実施したとあるが、もしそれが工事契約上、必要なものであったならば、むしろそれは変更契約の対象にすべきものであった。つまり、減額も追加も変更内容に含めることができているならば、こうはなっていなかったのではないか。

3点目は、すべてにおいて思うのは、工事請負契約の対象に関して両方で合意がなかったことに尽きる。それを防止するために、ルール上、契約変更に先立って指示する場合は指示書を出す、あるいは施工計画に関する協議の際には施工計画の届け出を依頼し、それを承認するか否かのプロセスがルール上必要である。それらがきっちりできていれば、今回のような事案は起こらなかったのではないか。

本事案については他人事ではなく、関係部、特に建設関係の業務を行う部署には内容を共有し、これをケーススタディとして、何が問題であったかを考える機会を設けても良いのではないか。

⇒ 1点目の仕様書に記載していなかったのかという点については、県のガイドライン上では本来、指定仮設であれば、設計図書に契約条件として明記する必要があるのが原則である。

市が指定仮設として判断した理由としては、特記仕様書において、今回敢えて作業ヤード進入路を追加して工事を発注した経緯があり、工事における作業ヤード進入路については、仮設工平面図の通りとし、資材の搬出・搬入、土砂の搬出については本進入路から行うものとし、これにより難しい場合は資料を提出・共有のうえで設計変更の対象とすると記載していた。今回、相手方が安価な施工ができたのは、まさにこの作業ヤードにおける覆工板や掘削土砂の搬出方法の変更を行ったためであり、この点をもって、市は設計変更の対象であり、減額の対象でもあったと考えていた。ただ、この場合においても、受発注者間での協議を行い設計変更の対象とすることができるため、協議がきちんと成されていなかったことが原因であると考えている。

2点目については、相手方から工期末までに追加工事に関する資料の提出がなく、安価な施工方法による減額分や、追加工事に係る増額分についての清算設計書が作成できなかったことに加え、監督員が、追加工事分の費用と安価で施工されたことによる減額分がほぼ相殺されると考えていたことも要因の一つと考えている。

また、この工事では国の交付金を活用しており、今回、事故繰越しを行っていることもあって、早々に金額を確定させる必要があった。事故繰越しの規定により、金額確定後の変更は一切できないという決まりがあるが、金額ではなく、内容については変更可能となっている。これを担当者が認識していなかったことも一つの要因となった。

3点目については、指示書や施工計画書の変更、協議録の作成など、監督業務の手続が徹底できていなかったことが要因であると考えている。書面主義が大原則となって

いるため、部内で徹底のうえ再発防止に努めていきたい。

- ・ 本件については都市安全部だけの問題ではない。このことをきっかけに、再発防止に向けて、技術職全体でどのように取り組んでいくのかを検討する必要がある。
- ・ 1つひとつの手続を着実に実施していれば防げた事案だと思う。近々、技術の幹事会があり、皆に再認識いただく機会になるため報告と周知をお願いしたい。
- ・ 事故繰越しの予算措置の仕方であったり、請負代金を見ると1.5億ぎりぎりであり議会の承認を得るべき案件であったりと、どこまで影響しているかは分からないが、その辺りが担当者に何らかのプレッシャーを与えた可能性はある。手続の議論もそうだが、その背景についても併せて考え、検証しなければならない。
- ・ 和解に応じる理由として「概ね金額の争いがないことなどから」というのは表現として適切なのか。

⇒ 追加工事費については双方が主張を行い、最終的には裁判所が算定した費用となっている。その点で、概ねという表現は適切ではないため修正したい。

- ・ 当初の争いの金額が768万円余であるのに対して和解金が866万円余となっている。この差は何か。資料に分かりやすく記載してほしい。

⇒ 当初、768万円余で訴訟を提起されたが、その後、相手方から変更の申請があったものである。それが分かるよう、資料に記載する方向で検討する。

- ・ 技術分野だけではなく、書面で意思決定を行う重要性は事務分野にも言えることである。今後、法的に疑念があれば、総務部や弁護士職員に相談いただきたい。
- ・ 契約が1.5億以上の場合に議会の議決を経る必要がある。追加の支払額を足すと1.5億を超えるが、和解の場合はそれそのものについて議決を得る必要はないのか。

また、責任を問われた場合に市としてどう対応するのか。

⇒ 精緻に考え尽くしたわけではないが、1.5億を超える、超えないという点については、和解という点で、そもそも議会への提案事項であることと、補正予算としての議決も求めるものであるため、更に重ねる必要はないように思うが念のため確認する。

責任を問われたらという指摘が求償を求めるかということであれば、現時点でそこに及ぶとは考えていない。

3 和解することについて

【提 案】 管理部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 今回、和解案件が2件ある。一方は補正予算に計上しているが、本件は補正予算に計上されていない。その理由は何か。

⇒ 過去からの損害賠償事案では、被害者への支払い時期を早めることができるため、予算計上することなく保険会社から直接支払ってもらっていた。今回は少しでも早くお

支払いしたいとの思いで保険会社からの支払いとしたが、予算計上する方が適切なのであれば、統一基準に則った対応をしていきたい。

- ・ 過去の和解案件で予算化していたものもあったように思う。統一的な対応はされていないのかもしれない。
- ・ 保険を適用したもので、今までに予算化したものはそれほど多くないように思う。それぞれのパターンによって使い分けるのか、市としてどうするかは決めなければならない。
- ・ 早期の支払いが可能になるというのは議会が開催できない場合には理由になるが、今回は議会が開催中であるため、理由にならないのではないかな。
- ・ 損害賠償自体は地方自治法第 96 条に定める議決事項であるため議会にかける、それと予算の話は切り離して考えても良いのではないかな。市を通るのであれば予算を通す必要があるし、保険を適用して直接支払うのであれば市の会計システムに影響はない。議会にかける余裕があるかは議決事項にするか、専決にするかという話であって、予算の話と切り離して考えても良いのではないかな。
- ・ 病院の和解案件で予算化したものが過去にあったように思う。整合性が取ればそれでよい。
- ・ 公営企業の場合、損害賠償の額が一定以下の場合には議決を得なくても良い場合があり、その際には敢えて補正予算に計上したように思う。公営企業とは少し事情が異なるのかもしれない。

4 健康たからづか 21（第 3 次）策定に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 健康福祉部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ パブリック・コメントの実施にあたり、意見の提出方法に電子申請を取り入れていただいている。今後、各部で実施される際にも導入を検討いただきたい。
- ・ 最終ページにある「重点的に取り組む 10 指標」について、3 歳児健診の受診率だけが「維持（95%）」となっている。他は全て増加目標が立てられているが、ここだけ維持となっているのは 95%程度が妥当ということか。

⇒ 3 歳児健診の受診率については、以前は国の目標値が 95%となっていたが、昨今では受診率が十分な数値に達しているため、目標値は特に示されていない。ただし、年度によっては受診率が 95%を下回ることもあるため、市としてこの率を維持したいとの思いから、記載のとおり表現としている。

- ・ 「健康たからづか 21（第 3 次）（案）への意見募集について」の資料中、3（2）考え方・論点の 2 段落目に「健康づくりを考えるライフコースアプローチ（女性の健康を含む）」と記載があり、括弧書きの表現に違和感がある。これは、女性に特有の健康課題

であるとか、そのような意味で記載しているのか。

⇒ 本計画（案）は、国の「健康日本 21」を勘案して作成しており、国も、女性の痩せの問題や更年期の問題など、女性の健康課題に力を入れていきたいとの記載があったため、そのニュアンスを表現したかった。

- ・ 「女性の健康を含む」という表現が、当たり前すぎて違和感がある。もう少し書きぶりを工夫できないか。

⇒ 具体例を入れるなど、表現を検討する。

- ・ 資料中、同一ページ内で「たばこやアルコール」「飲酒や喫煙」と、言葉の揺れが見られるため統一すべきである。

⇒ 修正する。

- ・ 最終ページについて、計画期間が令和 12 年度までであるのに対して、目標値が令和 11 年度のものとなっているのは、次期改定を見据えて 1 年前の数字を置いているのか。

⇒ 令和 11 年度の数字をもって次の計画に取り組んでいくためのものという整理で記載のとおりとしている。

- ・ 本編には数値に関する出典が明記されていた。概要版も統一すべきではないか。

⇒ 出典の記載については検討する。

5 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）に係るパブリック・コメントの実施について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 （指摘事項についての修正を検討することを条件に）承認

【質疑等】

- ・ 計画期間が令和 7 年度から令和 11 年度までとなっており、市の総合計画より終期が 1 年短い、審議会等で議論した上での設定か。総合計画の計画期間と合わせた方がよいのではないか。

⇒ 市の次世代育成支援行動計画も前・後期の 5 年ごとに策定しており、国のこども基本法に基づく「こども大綱」も 5 年ごとに見直しを行うと聞いている。そのほか、子ども・子育て支援事業計画も 5 年を 1 期と法令で定められている。総合計画に合わせられたら一番良いが、本計画に関しては 5 年を 1 期として策定したい。

- ・ パブリック・コメントの表紙に「宝塚市の子ども施策の計画について、あなたの意見を聞かせてください」とあるが、他の計画では目指すべき姿やスローガンを記載しているように思う。例えば「子どもの生きる力が育つまちを目指して」など、別の表現にした方がよいのではないか。

- ・ 指摘のあった箇所は、冊子を手にとってもらえるかどうかの要となる部分である。パブリック・コメント審議会からも、キャッチコピーを掲載するなど思わず手にとりたくなるような工夫をしてほしいとの意見があり、可能であれば修正を検討いただきたい。

過去には審議会や都市経営会議に上がる前の段階で市民相談課に相談があった。最近ではマニュアルが整備されているため事前の質問や相談はほぼない状況と聞いているが、助言も可能であるため遠慮なく相談してほしい。

⇒ パブリック・コメントの見出しについては、調整の上で修正したい。

- ・ 計画（案）本編 20 ページに障害者（児）医療についての記載があり、現時点の制度内容ということであれば何ら問題ないが、令和 8 年度以降に見直しを図ろうとしている事項も含まれているため、具体的に記載しすぎるのはいかがなものか。もう少し表現を改められないか。

⇒ 現在の取組状況を記載しており、実際に事業を進めていく中で変わっていくことがあるにしても、それを前提には修正しづらい。一方で、細かい内容まで記すかどうかは検討の余地があると考えするため、表現を見直せるかどうか調整する。

- ・ 事業の見直しが一定程度の確率で決まっているものに関しては、それを見越しての表現とした方がよい。そうでなければ、制度を 5 年間維持する宣言にも見えかねない。
- ・ 同様のケースでは、計画（案）本編 29 ページの学校体育施設開放事業についても、市民のスポーツの振興に寄与するため、学校の体育館を広く開放すると記載されているが、今後、部活動の地域移行により制限が加わってくることが予想され、いつかどこかで見直しが必要になるように思う。
- ・ 関連部署との調整はどのように行っているのか。

⇒ 各課に照会をかけて文言修正等の取りまとめをしている。具体的に書きすぎると事業見直しへの影響も考えられるとのことであるため、書きぶりを検討したい。

- ・ 全体の方向性としては、計画（案）本編 11 ページの「時代にふさわしい行財政経営の推進」の項目に、令和 3 年に策定した市の行財政経営方針に則り各取組を進めると記載されているため、そこで読めるのではないか。

⇒ 行財政経営方針に掲げる考え方を取り入れながら計画を進めていくことになるため、必ずしも現時点のものがそのまま継続するわけではなく、状況に応じて適宜見直しを図っていくことを想定している。

⇒ 事業概要については各課の事務事業の説明文を引用しつつ、行財政経営方針に掲げる考え方との整合性を図りながら適宜軽微な修正を加えて作成している。これからすべてを調整するのは難しいが、2 月に審議会があるため、その際に修正内容をお示しすることはできるかもしれない。

- ・ それよりは、「時代にふさわしい行財政経営の推進」の項目の最後に、時代にふさわしいやり方を模索していくべく不断の見直しを行う等の文言を追加できないか。現状は、計画（案）に記載のある取組をすべて進めていくことが前提であるように読めてしまうため、記載の内容は、常により良い方向に軌道修正していく可能性があると思われる書きぶりに改められないか。

⇒ 適宜、見直しをしながら取組を進めていくのが大前提だとどこまで伝えるかだと思

う。基本的なことは、「時代にふさわしい行財政経営の推進」の項目に、「令和3年7月に策定した宝塚市行財政経営方針に則り、多様な主体と連携・協力し行動する職員の育成や協働・共創による価値の創造、データ整備・データ分析、オンラインで手続きができる仕組みの構築、経営資源の適正配分などを共通の視点として意識しながら各取組を進めます。」と記載しているとおりでであるため、もう少し分かりやすい表現となるよう検討したい。

- ・ 主な事務事業の欄外に、令和〇年〇月時点と記載するなど、あくまで現時点での取組であり、時代に合わせて変化するものだと分かるように表記してはどうか。

⇒ 現時点での事業概要は確認したものの、今後の見直しの方向性まで一つひとつ詰められてはいない。提案いただいたとおり、時代にふさわしい行財政経営の推進のところにもう一文付け足す形で対応させていただければと思う。

- ・ 「実施する」「実施に向けて検討する」など、明確に語尾を使い分けて表記するのが一般的であるように思うがいかがか。

⇒ 新規拡充事業は「予定している」等の表現にしているが、既存事業ではあまり意識できていなかった。どう表現するか検討したい。

- ・ 計画（案）本編12ページに施策体系が載っている。オリジナルで作成したのか、国のガイドラインを基に作成したのか教えてほしい。「こどもまんなか」というキーワードのもと、あらゆる取組を子ども関連の施策に紐づける傾向になってきている。その分、どこまでが「こどもまんなか」なのかが難しくなってきた。産業や教育部署等とも協議の上で体系図を作られたと思うが、他にも関連する施策があるのではないか。

⇒ たからっ子「育み」プランの後期計画の施策体系を踏襲する形で作成している。「こども大綱」でも示された、若者の社会参加の促進や子どもの人権擁護といった新たな視点も盛り込みながら作り上げたものである。

- ・ 各法令等に基づく5つの計画を包含した内容になっているが、このような作り方は一般的なのか。また、子どもと言うと一般的には18歳までであるが、若者を含めると、もう少し年齢層が広がるように思う。若者に関することは施策体系の「6 子ども・若者の社会参加の促進」のみに記載されているのか。

⇒ こども計画については、「子ども・若者計画」を含め、子どもに関連する基本的な計画を包含して策定して良いこととなっている。そのため、こども計画の中に若者についての施策が含まれるのは想定された作り方だと認識している。若者に関することは、施策体系の「6 子ども・若者の社会参加の促進」が中心になる。

- ・ 若者の定義は法律上40歳までか。

⇒ 計画（案）本編1ページの注釈に記載のとおり、本計画書では、概ね18歳以降から概ね30歳未満の者を指し、施策によっては40歳未満の者も対象としている。

- ・ かなり幅があるため、計画を1本化した際に個々の施策が捉えづらいように感じた。再度の質問にはなるが、構成としては一般的なのか。

- ⇒ 計画(案)本編1ページの【補足】に記載のとおり、こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされ、これは、年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものである。そのため、本法令に基づく「こども計画」は、一連の計画をまとめた今回の形で策定し、施策を進めていきたいと考えている。
- ・ 計画(案)本編41ページの成果指標がアンケートによる主観指標のみになっており、客観指標がないことが気になった。タイミング的に厳しいと思うが、待機児童数や不登校率といった客観指標は取り上げるべきではないか。そのような指標を取り上げていない理由は何か。
- ⇒ 計画全体の指標は41ページに記載のとおりであるが、各事業を展開していく上では事務事業評価や施策評価があるため、そちらで別途、指標を設定する形になる。計画全体としては、アンケートをもとにした5年後の評価を行う組み立てになっている。
- ・ アウトカム指標では、なぜ上手くいったのかが評価しにくい。一方、客観指標であれば何らかの分析ができるように思う。現在の指標が悪いとは思わないが、客観的な目標を立て、その結果を測定できるような指標がないと施策の方向性を決めにくいように思う。今後検討いただきたい。